

令和5年第7回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日（火）午後2時00分から午後2時25分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（12人）

	2番	笹山	勝彦
	3番	荒道	秀雄
	4番	鹿原	仁
	5番	堰合	とし
	7番	浜谷	秀雄
	8番	長根	義則
	9番	久保	雅庸
	10番	中城	司
	11番	郷州	公典
	12番	土橋	剛
会長職務代理者	13番	横道	文男
会長	14番	百目木	憲一

4. 欠席委員（2人）

1番	坂	政和
6番	阿部	範彦

5. 出席農地利用最適化推進委員（8人）

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	堰合	繁
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員（1人）

金山沢地区	向井	成男
-------	----	----

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

第4 議案第16号 階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案について

8. 農業委員会事務局職員

参事（事務局長） 西山圭一

総括主幹（事務局次長） 森 淳

主 事 西 琢 郎

## 9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第7回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。 直れ。 農業委員会憲章を唱和します。</p>
全 員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。</p> <p>はじめに会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私にとっては今回が最後の議長ということになりますけど、皆様方にはただただ感謝お礼申し上げるだけでございます。大変いたらぬ会長でございましたけれども、ご迷惑をおかけしまして、なんとか務めさせていただきました。それと、コロナの関係で、約半数を職務代理化させていただいたり、大変助けられた期間であったなと思っております。農業委員会もいろいろ状況が良い方に変化していると思っておりますけれども、農業委員、最適化推進委員としては前よりは仕事が多くなっているなど感じております。でも、皆さんはついていけると思いますので、階上のためにがんばっていただきたいと考えております。本当にありがとうございました。まず今日はよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、百目木会長よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 12 名、農地利用最適化推進委員 8 名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第7回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p>

	<p>会議録署名委員は、議長において、8番 長根委員、10番 中城委員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日1日と決定します。</p> <p>日程第3 議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>審議を行う前に、階上町農業委員会会議規則第24条の規定により、濱谷委員と森委員が議事参与の制限に該当すると認められますので、暫時の間、別室にて待機をお願いいたします。</p>
委員	<p>(濱谷委員、森委員 退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第15号について朗読いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案第15号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号2及び番号3は、譲受人がそば作付けのために、譲渡人から使用貸借により5年間借り受けるものです。</p> <p>譲受人については、町内で10町歩以上の作付けを現在も実施しており、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないことや、いずれの農地も現在保全管理のみ実施している状況で、このままではいずれ耕作放棄地となる見込みであったことから有意義な貸借となっていると思われますので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の糸坪委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>6月28日 午後2時から百目木会長、森事務局次長、西事務局員、荒道委員、浜谷委員、森委員、自分の7名で確認いたしました。詳細については事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようですので採決します。議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり承認します。 浜谷委員と森委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>次に日程第4、議案第16号「階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第16号について朗読いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案第16号の詳細について説明いたします。 まず皆さんの方にお配りした資料を確認したいと思います。</p> <p>1つ目が、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案になります。</p> <p>もう1つが、その変更案についての概要の説明、裏表のものを1部準備しております。こちらの基盤構想の変更、全部やりますと時間がかかりますので、まとめたこちらの表裏の概要説明の資料の方で説明しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、そもそも農業経営基盤強化の促進に関する構想とはどういうものかといいますと、</p> <p>1「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の法的な位置</p>

づけといたしましては、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する施策を総合的に講じ、日本の農業生産の基盤となるような農業経営を確立することを目的に、「農業経営基盤強化促進法」が平成5年に制定されております。この法に基づきまして、県では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものを定めています。町では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることとなっております。

それでは、その基本的な構想の内容ですが、これは他産業並の農業所得と労働時間を確保する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あるべき農業構造を示したものです。

基本的な構想を策定することにより認定農業者制度や農地の利用集積事業等が円滑に実施できることとなります。また、各種補助事業・資金の要件となる認定農業者や認定新規就農者はこの基本構想に基づき認定されることになっております。

基本的な構想の見直しの時期ですけれども、当町においてはこの農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の1番最初は、平成18年1月に策定しております。概ね5年ごとに見直すことになっております。ただ、その間に国とか県が見直しを行うと、それに基づいて町の方でも変更することになっております。階上町では昨年の6月に見直しを行っております。農業委員会でもその前の3月の段階でこの見直し議案はかけています。

続きまして、4「基本的な構想の見直しの法に基づく手続き」についてですが、階上町農業委員会及び八戸農業協同組合への意見照会。今回、皆さんに意見照会しているものは法に基づいて意見照会をしております。それを基に県と町で変更協議をし、県から同意を得て、その後、階上町の決定、公告というスケジュールの流れになります。

では、具体的に変更内容となりますが、裏のページとなります。今回の変更は令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法」の一部改正に伴い、青森県の「農業経営基盤の強化促進に関する基本方針」が変更され、それに伴い本町の「階上町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」を変更するものです。主な変更内容としては、変更案の10ページのところに赤字で全部書いておりますけど、「第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が追加されております。詳細としましては、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受け入れ体制の確保、町内の関係機関との役割分担・連携の考え方、町が主体的に行う就農促進のための取組、就農等希望者の受け入れから定着に向けたサポート

	<p>の考え方・取組についてが、新たに追加された部分となります。</p> <p>次に、変更案の 12 ページ「第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」では、地域全体での農用地の利用集積の調整をするための農用地集団化の望ましい農地利用の在り方であったり、具体的な取組、関係機関との連携について追加されています。</p> <p>次に 14 ページ「第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、ここでは、今回の一部改正によりまして、利用権設定等促進事業の廃止に伴い同事業掲示部分を削除。ほか、新たに追加された地域計画推進事業を促進するため、地域計画の協議の場の設定や区域基準、計画策定の進め方、計画に基づく農用地の利用権の設定等の進め方についてが、追加されております。</p> <p>以上の部分が大きく変更になった内容となります。</p> <p>なお、今回の変更は、改正する法定事項を基本構想に反映させたもので、構想の考え方であったり、昨年 6 月に設定した階上町の農業者の経営目標であったり、経営指標、要するに労働時間や 5 年後の所得がどれくらいになるとか、そういった部分に関しては、変更にはなっておりませんので、付け加えて説明させていただきます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p> <p>議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第 16 号「階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、議案第 16 号「階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案について」の件は、原案のとおり決定します。階上町長へ回答いたします。</p> <p>議長 これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 5 年第 7 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--	--

事務局

修礼を行います。  
礼。直れ。ご着席ください。

令和5年7月11日

議事録署名者 議長 百目木 憲一

8番 長根 義則

10番 中城 司